

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、会社の継続的な発展のためにはステークホルダーとの信頼関係を形成することが経営の重要な課題のひとつであると認識しており、そのための施策として、社内管理体制の強化、経営の透明性と公正性の確保、事業環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築に努めております。

上記課題に対処するため、当社は、平成26年6月26日開催の第61期定時株主総会にて社外取締役2名を選任し、複数名の社外取締役による取締役の業務執行に対する監督強化と経営の透明性の向上を図り、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。また、従前より執行役員制度を導入して、「経営・監督」と「業務執行」の機能を明確にしております。

さらに、コーポレート・ガバナンスの強化のためには、監査役に求められる役割も重要であり、代表取締役と監査役会が定期的に会合を行うことにより、相互に理解を深めることができる仕組みを構築しております。

内部統制の強化・拡充につきましては、内部監査グループが内部統制の運用状況を精査するための制度を整備、構築するとともに、業務プロセスの再構築とチェック体制の充実を図ることで、財務報告書の透明性の一層の向上に努めております。

なお、これらのコーポレート・ガバナンス強化のための施策の実施にあたっては、当社単体に留まらず、海外を含む当社グループ全体で取り組んでおります。

そして、企業の継続的な発展のために重要なファクターは人材であります。コーポレート・ガバナンスの強化をはじめとする多くの課題を克服しつつ、さらなる発展を遂げるためには、人、組織、企業風土の活性化が必要不可欠であると認識しており、若手社員からベテラン社員に至るまで、優秀な人材の確保・育成を図り、個々の能力を最大限に発揮できる組織作りを目指してまいります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
上東興産株式会社	4,661,713	15.72
上東 宏一郎	2,707,246	9.13
上東 洋次郎	1,458,283	4.92
上東 保	874,400	2.95
株式会社りそな銀行	629,343	2.12
株式会社三井住友銀行	503,724	1.70
日本生命保険相互会社	403,226	1.36
株式会社みずほ銀行	389,058	1.31
トーターエンジニアリング株式会社	297,174	1.00
日本金銭機械従業員持株会	211,516	0.71

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

1. 当社は自己株式2,684,669株を保有しておりますが、上記「大株主の状況」から除外しております。なお、「割合(%)」は自己株式を含めて計算しております。

2. 上記大株主の上東 保氏は、平成27年5月4日に逝去され、現在、遺産相続協議中であります。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
ブライアン・アンドリュー・スミス	他の会社の出身者												
吉川興治	弁護士												

#### ※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
ブライアン・アンドリュー・スミス	○	アルタビスタ・コンサルティング・インターナショナル及び在日カナダ商工会議所の代表を務めております。	カナダ国外務省をはじめとする豊富な海外経験や専門的な知見を活かした客観的かつ適切なアドバイスを期待できるため 【当該者を独立役員として指定した理由】 当社との関係において、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係を一切有していないため
吉川興治	○	—	検事をはじめとする法曹としての豊富な経験と専門知識、高い法令遵守の精神を有しており、客観的かつ適切なアドバイスを期待できるため 【当該者を独立役員として指定した理由】 当社との関係において、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係を一切有していないため

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は内部監査グループを設置しており、同グループのスタッフ2名が効率的な監査を実施するため、監査役及び会計監査人との連絡、情報交換を密に行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
小泉英之	公認会計士														
森本 宏	他の会社の出身者								△						

- ※ 会社との関係についての選択項目  
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」  
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
  - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - d 上場会社の親会社の監査役
  - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
  - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
  - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
  - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
  - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小泉英之	○	株式会社千趣会の社外監査役を兼任しております。	公認会計士としての専門知識を活かして、大所高所から会社経営を客観的にチェックしていただくため。 【当該者を独立役員として指定した理由】 当社との関係において、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係を一切有していないため
森本 宏	—	—	弁護士としての専門知識を活かして、大所高所から会社経営を客観的にチェックしていただくため。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
--	-----------------------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、取締役の賞与支給額を業績に応じて変動させております。さらに平成19年5月22日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を廃止し、また、平成27年6月25日開催の第62期定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプション制度を導入しております。これらにより、取締役の報酬体系は、経営陣としての役割に応じて支給される毎月の報酬と、単年度の業績に応じて支給額が変動する賞与及び中期経営計画の達成状況に応じて行使条件が決定されるストック・オプションの三種類で構成されることとなり、従前以上に在任中の実績が総報酬額に反映され、業績との連動性は高くなったものと考えております。

ストックオプションの付与対象者 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	社内取締役
--	-------

該当項目に関する補足説明 更新

具体的な付与対象者は、今後開催予定の取締役会において決定してまいります。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

平成26年度において全取締役に対し総額210万円を支給しております。なお、支給額には使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社取締役の報酬の額又はその算定方法の決定方針については、上記1. 機関構成・組織運営に係る事項「インセンティブ関係」に記載のとおりであります。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

### 【社外取締役】

経営企画本部が取締役会事務局として、定例又は臨時に開催される取締役会に上程する議案について、資料等の準備及び情報提供を行うとともに、要請に応じて補足説明を行うこととしております。

### 【社外監査役】

監査役会の招集、議事録の作成その他監査役会の運営に関する事務は、監査役室の支援のもと、常勤監査役が行っております。また、取締役会の開催時は、監査役室より事前に資料を配布しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### (1)現状の体制の概要

当社では、株主総会において選任された取締役の業務執行を、同じく株主総会において選任された社外監査役2名を含めた監査役が監督する監査役設置会社の体制を採用するとともに、社外取締役制度を導入しております。当報告書提出日現在において、取締役は9名(うち社外取締役2名)、監査役は4名(うち社外監査役2名)であります。

### (2)取締役会

取締役会は取締役9名(うち社外取締役2名)で構成され、原則として毎月1回定例開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、取締役の任期を1年として、その経営責任を明確化し、事業環境の変化に迅速な対応ができる経営体制の構築に努めております。

### (3)常務会

重要案件については取締役会への付議の前に、役員取締役及び監査役を中心としたメンバーによる常務会を開催し、取締役会に先立ち事前の検討を行うことで、論点の整理、問題点の把握等に努め、取締役会においてより適切な経営判断ができるように努めております。なお、取締役会、常務会については経営企画本部より事務局として出席し、議事の進行や討議・発言の内容の記録を行うことで、議案及び検討事項の結果のみならず、各会議の出席者の意思決定に至る経緯等についても明確にしております。

### (4)監査役会

監査役会は監査役4名(うち社外監査役2名)で構成され、原則として毎月1回開催し、日常監査の結果及びその他の重要事項についての報告、協議並びに決議を行っております。また、監査役と会計監査人とは定期的に会合を行い、会計上の問題点その他監査上の留意事項について適宜情報交換を行っております。

### (5)執行役員

当社では、業務執行責任の明確化と一層の迅速化、効率化を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員はその担当する業務において、取締役会が決定した経営方針に従って業務執行にあたり、その責任を負うものとしております。なお、執行役員の選任及び解任は取締役会の決議により行い、その任期は原則1年としております。また、執行役員を構成員とする執行役員会を開催し、業務執行上必要となる意思決定を行うとともに、その進捗管理などの情報の共有を図っております。

### (6)グローバルミーティング

当社グループの重要な経営方針、基本戦略を立案するため、海外を含めた全グループ会社によるグローバルミーティングを開催し、その決定事項の共有の徹底を図っております。

### (7)内部監査及び監査役監査の状況

当社では、国内外の子会社を含めた業務執行の監査と業務効率化、適正化に向けた助言を行うことを目的に、内部監査グループを設置しております。現在スタッフは2名であり、監査役及び会計監査人との連絡、情報交換を密にし、効果的・効率的な監査を行っております。監査役監査につきましては、常勤監査役2名が日常監査を担っており、監査役室のスタッフ1名がその補助を行っております。また、常勤監査役は、取締役会、常務会及び月次決算会議その他の主要会議に出席し、取締役の重要な意思決定の過程や業務の執行状況の把握に努めるとともに、監査役会で定めた業務分担に従い、各事業所及び海外を含む子会社の往査を行っております。子会社の往査については、常勤監査役が取締役会その他重要な会議に出席するとともに、あらかじめ定められた分担に従い、1～2年に1回の割合で行っております。一方、社外監査役は、常勤監査役から随時日常監査の結果の報告を受けるとともに、取締役会及び月次決算会議等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監査する他、その専門知識(社外監査役のうち1名は公認会計士、もう1名は弁護士)を活かし、大所高所から会社の経営を客観的にチェックすることとしております。

### (8)会計監査の状況

当社は会計監査を担当する監査法人として、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、当該契約に基づき会計監査を受けているほか、会計上の問題点等について適宜アドバイスを受けております。同監査法人及び当社の会計監査を行った公認会計士と当社との間には特別な利害関係はありません。

当社の会計監査を行った公認会計士の氏名等は以下のとおりであります。

公認会計士の氏名等	所属する監査法人名	継続監査年数
指定有限責任社員・業務執行社員 岡本 高郎	新日本有限責任監査法人	1年
指定有限責任社員・業務執行社員 栗原 裕幸	同上	2年

### 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士8名、その他8名

監査報酬: 監査証明業務に基づく報酬 49百万円

(注) 公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬であり、上記以外の業務に基づく報酬はありません。

### (9)社外取締役に係る事項

当社は社外取締役制度の導入を決定し、平成26年6月26日開催の第61期定時株主総会にて、社外取締役2名を選任いたしました。それぞれの社外取締役が、豊富な経験と幅広い見識の基に、客観的で、公正かつ中立的な視点から当社経営の意思決定や経営判断を行うことにより、コーポレート・ガバナンスの強化並びにコンプライアンスの徹底を図っております。

(10)監査役の機能強化に向けた取組み状況

監査役監査を支える人材・体制の確保状況については、上記(7)「内部監査及び監査役監査の状況」に記載のとおりであります。

また、独立性の高い社外監査役として、公認会計士として個人事務所を経営している監査役1名を選任しております。当該監査役はその資格や豊富な経験を通じて、財務・会計に関する知見を有しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は監査役設置会社の形態を採用しております。その体制を選択する理由は、特に社外監査役2名について、それぞれ財務、法務の専門家として経済面において当社に依存することなく、中立かつ客観的な立場から経営監視を継続しており、社外取締役による取締役の業務執行の監督と併せ、コーポレート・ガバナンス上有効に機能することが期待でき、株主・投資家等の信認を十分確保できていると考えるためであります。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は従前より株主総会招集通知の早期発送に努めており、平成27年3月期に係る定時株主総会については、6月5日に招集通知を発送しており、株主総会開催日である6月25日まで中19日の期間を設けました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は従前より定時株主総会の集中日開催を避け、株主の利便性を高めるよう努めております。本年は6月25日に開催いたしました。
その他	当社ホームページに株主総会招集通知を掲載し、議決権行使の円滑化の一助としております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回、本決算及び中間決算発表後の時期にアナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR資料(決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、会社説明会資料及びアニュアルレポート等)を、英語版を含め当社のホームページ( <a href="http://www.jcm-hq.co.jp/ir/index.html">http://www.jcm-hq.co.jp/ir/index.html</a> )に掲載しております。	
IRIに関する部署(担当者)の設置	「広報・IR室」を設置し、情報開示機能の一元化をはかっております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社はコンプライアンス・マニュアル細則の中で、「企業のステークホルダー(利害関係者)に対するバランスある行動」として、「当社及びグループ会社の役員・従業員は、取引先、株主、競争相手、関係業界、地域社会、行政機関等のステークホルダーに対してバランスと調和のある行動をとります。」と定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は平成16年7月2日にISO14001の認証を取得しており、これに基づいて環境理念・環境方針・環境目標を定め、「人と地球にやさしい企業」を目指した活動を実践しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について  
文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報その他の情報を文書(書類、印刷物その他一切の記録(電磁的媒体によるものを含む。))に記録し、保存しております。取締役の職務の執行に関する文書は、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合には、要請を受けた日から2日以内に本社において閲覧が可能な方法で保管しております。
2. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について  
(1)当社グループ全体のリスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を制定し、リスクカテゴリーごとにリスク管理担当部署を定めるとともに、当社グループ全体のリスク管理活動を統轄する組織としてリスク管理委員会を設置し、リスク管理担当取締役を同委員会の委員長としております。  
(2)リスク管理委員会は、リスク管理担当部署から、定期的にリスクの状況に関する報告を受け、当社グループのリスク管理全般に関する事項の検討・報告・決定等を行っております。リスク管理担当取締役は、リスク管理上の情報を取締役会及び監査役会に報告し、必要に応じて提言を行っております。  
(3)リスク管理担当取締役は、期ごとにリスク管理活動計画を策定し、前記のリスク管理活動の状況とともに監査役会に報告しております。  
(4)リスク管理委員会は、リスク管理の機能状況の検証を行うとともに、新たなリスクの判明等の状況に応じてリスク管理体制等の見直しを行っております。
3. 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について  
(1)業務規程、決裁権限規程その他の規程により、当社グループ全体について取締役会、常務会等の役割、使用人の職位・職務分担・職務権限、役員・使用人の決裁権限等を明確にし、業務の効率性を高めております。  
(2)社外取締役制度の導入を通じて、取締役会の監視機能を強化し、また、執行役員への権限の委譲や組織のスリム化により、経営判断の一層の迅速化、公正化を図っております。  
(3)当社は、3事業年度を期間とする当社グループの中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定めております。
4. 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について  
(1)当社グループの役員・使用人が法令及び諸規則を遵守した行動をとるための行動規範を定めております。  
(2)コンプライアンス体制に関する規程(コンプライアンス規程)を制定し、コンプライアンスを実現させるための具体的なプログラムとして当社及び当社子会社を対象とするコンプライアンス・プログラムを定めております。また、コンプライアンス・プログラムが適正に実践されていることを監視するため、コンプライアンス委員会を設け、当社及び当社子会社のコンプライアンスに対する取組みを横断的に統轄することとし、併せて当社のコンプライアンス担当取締役をコンプライアンス委員会の委員長としております。  
(3)法令違反行為、不正行為及び法令違反の疑義がある行為等について当社及び当社子会社の使用人が直接情報提供を行う手段として、当社内部に社内相談室及び投書箱を設置するとともに、外部専門家を窓口とする社外相談室を設置しております。社内相談室はコンプライアンス責任者が担当し、投書箱は常勤監査役の所管としております。通報を受けた場合は、通報内容を調査するとともに、再発防止策をとらなければならないものとしております。  
(4)当社グループの役員・使用人に対するコンプライアンス教育を充実させるとともに、当社グループの役員・使用人がコンプライアンスを実践するための手引きとして、コンプライアンス・マニュアル及び同細則を定めております。
5. 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びに当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について  
(1)グループ会社管理規程により、当社による子会社管理の適正化を図ることとし、当社における子会社管理担当部署を、経営企画本部としております。  
(2)当社及び当社子会社を対象とするコンプライアンス・プログラムを制定し、併せてコンプライアンス・プログラムが適正に実践されていることを監視するため、当社代表取締役、コンプライアンス担当取締役、当社及び当社子会社のコンプライアンス責任者等で構成されるコンプライアンス委員会を設置することにより、当社及び当社子会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・報告等が効率的に行われるシステムを構築しております。  
(3)取締役の業務執行状況報告の一環として、当社子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への毎月の報告を義務付けております。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項について  
当社では、監査役室を設置し、監査役の職務の補助に努めております。また、必要に応じ経営企画本部内部監査グループに所属する使用人に対しても監査業務に必要な事項を命令することができることとしております。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について  
監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないこととし、当該使用人の人事異動、人事考課及び懲戒処分は、監査役会の意見を尊重するものとしております。
8. 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制について  
当社の取締役及び当社子会社の取締役並びに監査役は、「監査役に対する報告に関する規程」に従い、当社の監査役に対して(1)常務会で決議された事項、(2)会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、(3)毎月の経営状況として重要な事項、(4)内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、(5)重大な法令・定款違反、(6)内部通報制度に関する通報状況及びその内容、(7)その他コンプライアンス上重要な事項を報告しなければならないものとしております。当社及び当社子会社の使用人は、「監査役に対する報告に関する規程」に従い、当社の監査役に対して、上記(2)、(5)及び(7)の事項を報告できるものとしております。
9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について  
当社グループの内部通報規程において、当社グループの役員が当社の監査役に対して投書箱を通じて通報を行うことができることを定めるとともに、当該通報を行ったこと自体による解雇その他の不利益な取扱いの禁止を明記しております。
10. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項について  
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けることとしております。
11. その他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について  
(1)監査役は、平素より取締役及び使用人との意思疎通を図っております。  
(2)監査役と代表取締役は、相互に意思疎通を図るとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をするため、定期的に会合を行うものとしております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力へは断固とした姿勢で対応し、決して妥協しないことを上記行為規範において明確にすると

ともに、当社会社を含めた役員・使用人へのコンプライアンス教育を行って遵法意識の醸成に努めております。  
また、当社経営企画本部内に不当要求防止責任者を設置するとともに、警察当局・弁護士等の外部専門機関と十分に連携を図り、反社会的勢力からの不当要求に適時適切に対応できる体制を構築しております。



## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

## 該当項目に関する補足説明

## 1. 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当該企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は株式の大量買付けであっても、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意見に基づき行われるべきものであります。

しかし、株式の大量買付行為の中には、特定の分野の事業や資産、技術、ノウハウのみを買収の対象とするなど、その目的等から見て企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループの企業価値の源泉は、永年にわたって培ってきた紙幣の鑑識別・搬送等を中心とした貨幣処理に関する技術力と強固な財務基盤を背景に、将来を見越した基礎研究や技術開発の実践を通じて、世界のあらゆる市場に対して広範囲にわたる貨幣処理省力化機器等の開発・製造・販売を進めることにあります。

このような当社の企業価値の源泉を理解せず、当該企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような買収に対しては、当社は必要かつ相当な対応策を講じることにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## 2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、創業以来培ってきた紙幣の鑑識別・搬送等を中心とした貨幣処理に関する技術力と強固な財務基盤を背景に、世界のあらゆる市場に対して広範囲にわたる貨幣処理省力化機器等の開発・製造・販売を進めるなど、グループとして特徴ある事業展開を行っております。

当社はこれら特徴ある事業を通じて経済、社会の発展に貢献するとともに、時代のニーズに応じた社会環境やセキュリティ体制作り等に寄与しており、今後も高品質・高性能の当社製品が市場で広く認知され、各分野に浸透していくことを目指す所存であります。

また、株主の皆様への利益還元につきましては、連結配当性向30%以上を基本に、純資産配当率にも配慮して決定することを方針として掲げており、今後も当該方針に従った利益還元を実施してまいります。

## 3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成26年6月26日開催の第61期定時株主総会において、現在の当社株式の大量買付行為に関する対応策(以下、「本プラン」という。)の継続につき株主の皆様のご承認をいただいております。その具体的内容は次のとおりであります。

イ. 当社株式の保有割合が20%以上となる買付行為を行う買付者等に対し、当該買付け等の実施前に意向表明書を、また、意向表明書受領後10営業日以内に、株主の皆様との判断や当社取締役会の意見形成等に必要なる情報提供を求める。

ロ. 当社取締役会は、提供された情報の評価・検討、買付者等との交渉等あるいは当該買付け等に対する意見形成や代替案の策定等を行うための時間的猶予として、内容に応じて60日又は90日の評価期間を設定する。

ハ. 当社取締役会は、上記評価期間内において買付内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉を行い、株主の皆様へ代替案の提示を行う。評価期間内に本プランの発動又は不発動の決定に至らない場合は最大30日間(初日不算入)評価期間を延長できる。

ニ. 当社取締役会はその判断の客観性・合理性を担保するため特別委員会を設置し、その勧告を最大限尊重して、最終的な決定を下す。特別委員会から本プラン発動に係る株主総会の招集を勧告された場合には、可能な限り最短の期間で株主総会を招集し、本プラン発動に関する議案を付議する。

ホ. 本プランが発動された場合、新株予約権の無償割当ての方法をとり、当社取締役会が定める基準日における最終の株主名簿に記載された株主の皆様に対し、その保有株式1株につき1個以上の割合で、本新株予約権を割当てする。

ヘ. 新株予約権割当て後、当社は特定大量保有者等、非適格者以外の者の有する未行使の新株予約権を全て取得し、これと引換えに本新株予約権1個に当社普通株式1株を交付する。

## 4. 上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を確保しようとするものであり、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものであります。

また、本プランは、a. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足すること、b. 株主意思を重視するものであること(有効期間は平成29年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります)、c. 有効期間満了前であっても株主の皆様のご意向により廃止が可能であること、d. 合理的かつ客観的な発動事由が設定されていること、e. 特別委員会を設置していること、f. テッドハンド型・スローハンド型買収防衛策ではないことから、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではありません。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社グループの情報開示に係る体制は以下のとおりであります。

1. 当社グループの会社情報の管理は、経営企画本部人事総務部が統轄しております。会社情報の管理責任者は、情報取扱責任者である取締役経営企画本部長が務めるとともに、情報開示の窓口として広報・IR室を置いております。

2. 当社の会社情報管理の基準となる「インサイダー取引防止規程」については、グループ会社を含む全社に交付することはもちろん、各種社員研修等の場において、繰り返しその主旨等を説明することで、役員への周知徹底を図っております。

3. 各現場で決定した事実、若しくは発生した事実のうち、重要情報に該当する可能性のあるものは、職制による通常の報告ルートとは別に、直接、会社情報の統轄部門である人事総務部への報告ルートを定めております。

これによって、集約された会社情報については、人事総務部においてその内容を検討し、情報取扱責任者へ報告、さらに必要に応じて社長と協議のうえ、重要情報としての管理の要否を決定します。

4. 子会社に関する情報についても、「インサイダー取引防止規程」の内容を経営幹部に周知徹底させるとともに、該当情報については、当社内と同様に、直接、人事総務部へ報告を求める体制を定めております。

5. 情報取扱責任者である取締役若しくは広報・IR室は、前項の報告を受ける他、取締役会をはじめ、月次決算会議、営業会議、グローバルミーティング等の社内重要会議に出席し、それらの席上で報告、討議される内容に対して、重要情報としての管理の必要性を判断し、その都度、重要情報としての管理の要否を決定します。

6. 各部署より集約された会社情報について、人事総務部において重要情報として開示基準に該当すると判断した場合は、取締役会の承認をもって開示することとしております。なお、緊急を要する場合は、社長若しくは情報取扱責任者である取締役の判断により開示を行うものとします。

また、業績予想値の修正に関しては、月次決算会議において、報告された内容を毎月検証し、適時開示規程に定められた開示基準以下の業績変動であっても、その重要性を個別に判断のうえ、修正発表の要否を検討します。

7. 情報開示は東京証券取引所が定める所定の方法によって行い、取引所内の記者クラブへの資料配布、並びに当社のホームページへの掲載についても併せて行い、より多くの投資家の皆様へ周知されるように努めております。

【参考資料：横式図】

